

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年6月16日

奈良県知事 山下 真

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和7年度 観光地域ごとの過ごし方と宿を核とした宿泊誘客プロモーション業務

### (2) 業務の目的

宿泊等の予約サイトと連携して、県内の観光地域ごとの魅力に応じた滞在中の過ごし方を提案するとともに、滞在中の満足度をさらに高めるための「デスティネーション宿」にフォーカスしたプロモーションを行うことで、宿泊地としての奈良の魅力・認知度向上、地域の活性化及び宿泊実績の向上に資することを目的とする。

なお、本業務において「デスティネーション宿」とは、その宿及び地域で過ごすこと自体が旅の目的となるような、特色ある食事や地域での体験型観光などを提供する宿泊施設を指すものとする。

### (3) 業務の内容

- ①宿泊等の予約サイトにおける特設ページの開設・運営
- ②特設ページ等に掲載する宿泊プランの造成
- ③特設ページに掲載する宿泊プランのキャンペーンの実施
- ④特設ページへ誘導するためのプロモーションの実施

### (4) 委託料上限額

14,960千円（消費税及び地方消費税の額(10%)を含む）を限度とする。

### (5) 業務の仕様等

5の(2)により配布する 令和7年度 観光地域ごとの過ごし方と宿を核とした宿泊誘客プロモーション業務 業務委託 公募型プロポーザル 募集要項（以下「募集要項」という。）に示すところによる。

### (6) 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

## 2 応募形態

複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成員は他のグループの構成員になること、または単独で応募することはできない。

複数の法人等でグループを構成する場合は次の事項に留意すること。

- (1) 代表団体を選出し、県との折衝については代表団体が行うこと。
- (2) 応募については、1応募団体につき1提案に限る。

## 3 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。（グループで応募する場合は構成員すべてが該当すること。ただし(3)については構成員の代表者が該当すること。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）

による競争入札参加資格者で、営業種目「Q5広告・イベント業務」に登録しているものであること（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする）。

- (4) この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体と同種及び同規模以上の業務の元請け実績があること。

※同種業務：地方の食や体験をテーマとした誘客プロモーション及び商品造成業務または地域の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション及び商品造成業務

#### 4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

#### 5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地

奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係

電話番号 0742-27-8553 ファクシミリ 0742-27-3510

- (2) 募集要項及び仕様書の配布

令和7年6月16日（月）から令和7年6月30日（月）午後5時00分までの間に、5の（1）の担当部局またはインターネットホームページ「奈良県観光力創造課」から入手するものとする。

- (3) 参加表明書の提出

5の（2）により配布する募集要項に示すところにより、令和7年6月30日（月）午後5時00分までに提出すること。

- (4) 企画提案書等の提出

5の（2）により配布する募集要項に示すところにより、令和7年7月7日（月）正午までに提出すること。

- (5) 質問の受付

5の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

#### 6 受託者の選定

5の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

#### 7 その他

- (1) 本受託者募集参加に係る経費

企画提案に係る一切の経費は、提出者の負担とする。

- (2) 提案書類の返却

提出された提案書等は返却しない。

- (3) その他、詳細は5の（2）により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。